

次世代につなげる果樹産地づくりのために

～ 果樹産地の構造改革 ～

今！産地自らの動きが求められています！

果樹生産は求められています！

果実は、ビタミン、ミネラル、食物繊維などの重要な供給源であり、国産果実を供給していくことは、国民に豊かな食生活と健康を提供する非常に重要な役割を担っています。しかしながら、消費構造の変化や国際化の進展とともに、果樹産地では高齢化の進展、後継者の不足などにより生産基盤が弱体化し、果樹農業をとりまく情勢は厳しいものとなっています。

計画的・戦略的な取組が必要です！

果樹産地を次世代につなげていくためには、これまでの取組を見直し、中心となる担い手を明確化し、計画的・戦略的に取組を進める必要があります。このため、消費者ニーズの動向をしっかりと把握し、5年、10年先を見据えた産地のあり方を考える必要があります。

産地の皆さんが、「自分たちの産地をどのようにしていくのか」、また、「そのためには、どのような改革を実行していく必要があるのか」といった産地の目標、戦略を設定するなど、関係者が一体となった、産地自らの取組が求められています。

農林水産省では、平成27年度を目標年度とした「果樹農業の振興を図るための基本方針」（果樹方針）を平成17年3月に策定し、この中で、産地自らが、関係者をメンバーとする産地協議会を立ち上げ、「果樹産地構造改革計画」を策定し、実行することを推進するとしています。

産地の皆様、自らの手で産地の計画を策定し、それを実行することで、競争力のある産地をつくりましょう。

農林水産省・全中・全農・日園連

果樹産地構造改革計画(産地計画)の策定に当たって

自分たちの産地について考えよう！

皆さんの「産地」は、どのような広がりを持ち、どのような生産者がいるのでしょうか。

多くの産地は「集出荷施設を核として一体的に生産出荷を行っている生産出荷組織」で形成されていると考えられますが、産地計画の策定に当たっては、地域の実情に応じて、まとまりを持った多様な取組に対して実効性の高い範囲で策定することが必要です。

また、効果的な取組の推進には、産地の現状を十分に把握することが不可欠です。「生産者の年齢構成」、「園地条件」、「園地集積の状況」、「品目・品種ごとの生産量や栽培面積の状況」などの産地の現状や、生産者の意向等について把握することが必要です。

産地の中で合意形成を図ろう！

産地のことを考える場合には、人や土地、制度など多くの関わりがあり、これら関係者が一体となり、取り組むことが不可欠です。

このため、産地内の合意を図るための体制を作ることが不可欠であり、問題意識を共有したうえで、計画づくりを進めていくことが必要です。

果樹方針では、産地計画の取りまとめ主体は、生産者、農業協同組合、市町村、普及センター、農業委員会等からなる産地協議会としています。

多くの関係者の参加により、一層効果的な改革が推進できますので、産地協議会の構成や合意形成の方法など、産地において十分にご検討下さい。

競争力のある産地への改革

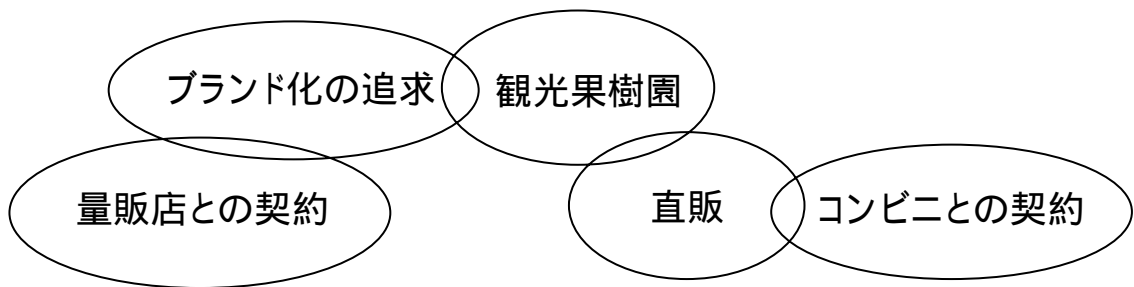
ボトムアップ

産地協議会

流通関係者 JA 市町村 生産者
農業委員会 普及センター 有識者

自分たちの産地の将来像を描こう！

果樹の栽培には、時間も手間もかかります。10年先を見据え自分たちの産地が、どのような産地を目指すのかについて、しっかり将来像を描くことが必要です。果樹方針では、産地の目標として、「量販店との契約による低コストかつ安定的な果実の生産」、「高品質化の追求による高価格販売の推進」、「観光果樹園や直販による農村都市交流」を例として掲げています。「ブランド化を追求」する産地もあれば「ブランド化を進めつつ多様な販路の確保」を図る産地もあるでしょう。産地ごとに、特色を活かしつつ、自分たちの将来像を掲げましょう。



具体的な取組方法とその目標について考えてみよう！

産地の将来像の達成に向け、今後5年間の具体的取組と目標を決め、これに基づいた取組を進めることが必要です。

果樹方針では、具体的取組として「担い手の明確化」、「担い手への園地集積の取組方法」、「園地基盤の整備」、「販売戦略」を掲げ、「果樹産地構造改革計画について(平成17年3月25日付け生産第8112号農林水産省生産局長通知)」で、産地計画に、最低限位置づけていただきたい事項を掲げています。

各産地で、必要な取組についてご検討下さい。



産地の担い手について考えよう！

次世代へつなげる果樹産地を構築するためには、今後とも継続して果樹農業を続けていく経営体を育成・確保することが重要です。

このため、「果樹農業所得を主とし、主に農業に従事している60代までの者が存在する農家を中心とする」ことが必要と考えています。

しかし、果樹産地は、多様な経営体がそれぞれの役割を担いつつ成り立っていることから、産地の取組を踏まえつつ、新規参入者や今後とも継続して果樹農業を担っていく多様な経営体についても配慮することも必要です。

産地計画の進捗状況を確認しましょう。

産地計画を単なる計画に終わらせないよう、一定期間後に、それまでの取組について評価し、取組内容を見直した上で、今後の取組に反映させましょう。

評価時期については、計画期間の5年後が妥当と考えていますが、中間年の3年目などに、進捗状況等について確認することも効果的です。

このため、産地計画についての合意形成を図る際に、取組内容の進捗状況の確認方法等について、あらかじめ決めておくことも重要です。

国の支援について

農林水産省は、果樹産地構造改革計画を策定した産地を中心に支援をすることとしています。

17年度からの新規事業であるかんきつ園地転換特別対策事業の実施に当たっては、産地計画の策定が必要となります。

また、19年度以降の支援対策として、産地計画に即して行う小規模な基盤整備、園地の流動化、優良品目・品種への転換等を検討しております。

なお、産地計画は、現在の産地の状況を把握するとともに、その体制強化を進めるために策定されるものですので、早期(17年度又は18年度)に策定するのが望ましいと考えています。

果樹産地構造改革計画の策定・実行にあたってのステップ

ステップ1

産地で合意形成の体制を構築しましょう

ステップ2

産地の現状を把握しましょう
(自分たちの産地の特色(立地条件、生産条件等))

ステップ3

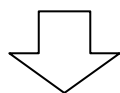
10年先の目指すべき産地の姿を考えましょう

ステップ4

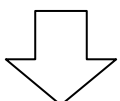
5年先の目標とともに具体的な取組方法を考えましょう

ステップ5

問題意識を共有し、関係者が一体的となって取り組みましょう



担い手を中心とした力強い産地体制の構築



競争力の強い産地の実現

果樹産地構造改革計画の策定・実行により、競争力の強い産地を構築しましょう

果樹農業の現状と課題

果樹農業の特徴

永年性作物 *経営転換が容易ではない*
多くが中山間傾斜地に立地 *作業が重労働*
収穫等機械化が困難な作業が多い *労働集約的*

果樹経営

60歳以上の経営者が5割超 *労働力の不足*
一部で規模拡大が進んでいるが、
主業農家の平均規模は1ha弱 *規模拡大の遅れ*
果樹単一経営が多数を占めるが、
主業農家の農業所得は約4百万円 *経営基盤が脆弱*

果樹産地 [担い手が不明確、生産基盤が脆弱]

農地流動化の遅れ ↔ 労働力の不足

園地整備の遅れ

傾斜の改良
作業道の整備 他

農家数の減少、栽培面積の減少、生産量の減少

産地の核となる生産者への
園地集積に結びついていない

果樹産地の今後

果樹産地構造改革計画

目標

目指すべき産地の姿の明確化
(例) 量販店との契約、高品質化の追求、直販等

具体的な戦略として

産地の核となる担い手の明確化
担い手以外の農業者の役割の明確化
園地基盤の整備、担い手への園地集積の目標
消費者ニーズを踏まえた販売方法 等

産地協議会

・JA
・市町村
・生産者
・普及センター
・農業委員会 等

策定

産地自らが策定

計画に基づき実行

産地に必要な取組

生産基盤の構造改革

・園地の流動化
・園地の基盤整備
・労働力調整システムの確立

担い手への集積・育成

需要に見合った果樹生産の推進

・優良品目・品種への転換、条件不利園地の廃園推進

構造改革
の推進

競争力の強い産地の実現

果樹産地構造改革計画の内容イメージ

◆ **産地の将来像(10年先)** (ブランド化、観光農園、量販店との契約 など)

◆ **合意形成体制**

◆ **具体的な取組方法とその目標**

		目指すべき姿 (5年後)	
人	現 状 の 分 析	担い手の明確化 担い手の考え方 担い手数の目標 担い手以外の産地構成員の役割 新規就農者数の目標	具 体 的 な 取 組 方 法
販売		販売戦略 直販、市場等出荷の目標 ブランドの考え方、ブランド率の目標	
生産		農地利用計画 園地の明確化 維持する園地、廃園する園地の明確化 園地集積 担い手の園地面積の目標	
		基盤整備 基盤整備をする園地面積の目標	
		優良品目・品種への転換 品目・品種別の生産量等の目標 改植等の目標	
		労働力の確保 労働力調整に係る目標	
その他	環境保全型農業の取組みに係る目標		

印の事項については、産地計画に最低限盛り込むべき事項。その他については、産地の実情に応じて記載する事項として例示。